

### 和解について

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

#### (説明)

青梅市道青2287号線（青梅市大柳町）補修工事に伴う費用負担について和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

### 和解について

青梅市は、青梅市道青2287号線（青梅市大柳町）補修工事に伴う費用負担について、下記のとおり和解する。

記

#### 1 和解の相手方

東京都青梅市 [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

#### 2 事案の概要

- (1) 平成27年度に、青梅市道青2287号線に隣接する [REDACTED] の土地に存する石積上部のフェンス基礎にクラックが入り、道路舗装にもクラックが生じ、石積擁壁の倒壊が懸念されたため、大型土のうにより石積擁壁を抑えた。
- (2) 早急に対策工事を行う必要性から、平成28年度に土地所有者である相手方と対策工事の実施に関する合意書を取り交わし、擁壁の予備

設計、詳細設計および補修工事を実施し、令和元年5月に完了した。

- (3) 復旧に要する費用は、29,064,000円（令和3年1月31日現在。令和3年度支出予定額を含む。）である。
- (4) 前記(2)において、費用負担については「協議し、決する」としていいたため、協議を行った結果、3の和解の内容で双方が合意した。

### 3 和解の内容

- (1) 相手方は、青梅市に対し、工事等費用の一部500万円を支払う。
- (2) 相手方は、擁壁等が存する土地（約60平方メートル）を青梅市に寄付する。
- (3) 相手方は、前記(2)の寄付の際、(4)の所有権移転登記手続に必要な書類を青梅市に提出する。
- (4) 青梅市は、寄付を受けた本件区域について所有権移転登記手続を行う。
- (5) 青梅市は、本合意書を取り交わした日から本件区域および本件区域内に存する擁壁を管理するものとし、所有権移転登記手続が終了した後、本件区域を道路区域に指定するものとする。
- (6) 寄付ののち、本件区域内に存する擁壁の所有権は青梅市に帰属し、相手方は何ら権利を有しないものとする。
- (7) 青梅市および相手方は、本件に関し、本合意書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。